

主担当教授制度について

- 主担当教授制度 : 1995年に博士課程が設置された際に導入された制度であり、戦略的に重点を置く研究分野を選定し、主担当教授を採用する。
- 主担当教授の研究室（主担当ユニット）は、教授1名、准教授あるいは講師1名に加えて助教1名とPD研究員1名、あるいはPD3名（大学費用で雇用）で構成され、毎年約1000万円の経常研究費・学生教育費が支給される。また、学内競争資金として、大学全体で毎年1億円が準備されているなど、手厚い研究支援体制が採られていることが大きな特徴である。
- なお、主担当教授は1期5年で、5年毎に業績評価を行い、研究分野の重要性や実績の評価次第では、学部・修士課程担当の教授としての処遇になる。
- 主担当教授の責務 :
1. 各々の専門分野におけるフロントランナーとしての学術的研究活動の推進と研究成果の発信
 2. 大学院生、特に博士後期課程学生の研究指導と育成
 3. 学外(産・官・学)との連携による発展性に富んだ研究の実践と社会貢献
 4. 各種学内委員会活動等を通じての大学運営への寄与と大学発展への貢献